

### 第 5 回福祉たすけあい フォーラム開催のご案内

認知症高齢者の暮らしを支えるために・・・

住み慣れた地域で暮らしを支えるには私たちは何が出来るのでしょうか?このテーマについてあいち福祉ネットではフォーラムの開催を予定しております。

内容 「NPO 現場のケア」

「地縁団体との協力と見守り力の向上」

「医療保健機関との連携」

日時 平成 20 年 3 月 15 日 (土)

9 時 15 分～16 時 30 分

場所 全労済愛知県本部 6 階大会議室

参加費 あいち福祉ネット会員 1,000 円

非会員 1,500 円

主催 (特) あいち福祉ネット

(特) 市民福祉団体全国協議会



### 3 月の定例会



日 程 平成 20 年 3 月 2 日 (日)

定例会 午前 9 時 30 分～10 時 30 分

勉強会 午前 10 時 30 分～12 時 30 分

### 2 月の予定

- 1 日 (金) 会報「まごころ」発行
- 3 日 (日) 定例会・定例勉強会
- 4 日 (月) 障害者ホームヘルパー研修
- 5 日 (火) ミニデイサービス
- 6 日 (水) サービス提供責任者会議
- 7 日 (木) ふれあいサロン
- 12 日 (火) ミニデイサービス
- 13 日 (水) サービス提供責任者会議  
精神障害者フォローアップ研修
- 14 日 (木) ふれあいサロン
- 15 日 (金) 住民参加型在宅福祉サービス  
団体セミナー (名古屋)
- 21 日 (木) ふれあいサロン
- 22 日 (金) 介護保険実地指導
- 25 日 (月) 児童デイサービス事務局会議
- 26 日 (火) ミニデイサービス  
運営委員会
- 27 日 (水) サービス提供責任者会議
- 28 日 (木) ふれあいサロン  
児童デイサービス定例会議



### 住民参加型在宅福祉サービスセミナーのご案内

#### ①住民参加型在宅福祉サービス団体セミナー

テーマ「助けられ上手は助け上手」支援型サービスとは

日時 平成 20 年 2 月 15 日 (金) 10:30～16:00

場所 愛知県社会福祉会館 3 階

参加費 1,000 円

#### ②住民参加型在宅福祉サービス全国研究セミナー

テーマ 助け合い活動の「役割」と広がり

日程 平成 20 年 2 月 19 日 (火)・20 日 (水)

場所 東京千代田区 灘尾ホール

参加費 8,000 円

月	会員数				市民事業								介護保険				障害福祉サービス							
	協力	利用	賛助	合計	有償活動				ふれあい活動				介護予防		訪問介護		居宅支援		居宅介護		移動支援		児童デイ	
					在宅	移動サービス	福祉有償	自家輸送	回数	時間	回数	日数	人数	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数
12月	50	101	75	226	222	219	171	112	1	4	36	3	54	92	100	785	875	6	290	330	34	86	21	206

### NPO法人一宮まごころ

### 事業内容



# まごころ

特定非営利活動法人一宮まごころ

〒491-0041 一宮市文京1丁目4-6

TEL 0586-73-8707 Fax 0586-73-8870

E-mail magokoro@owari.ne.jp

ホームページ <http://www.owari.ne.jp/~magokoro/>

## 平成 20 年 4 月から 後期高齢者医療制度がはじまります

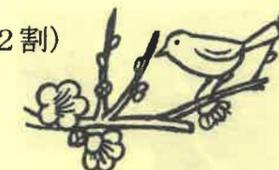
### 《被保険者》

〈厚生労働省資料参照〉

- ① 75 歳以上の方、一人ひとりに被保険者証が交付されます。
- ② 65～74 歳で一定の障害の状態にあり広域連合の認定を受けた方。
  - これらの方々は、現在加入の国民健康保険又は被用者保険から脱退し、新たな制度に移行します。一人ひとりに後期高齢者医療被保険者証が渡り、医療を受ける際に提示します。

### 《保険料》

- 保険料は「高齢者の方一人ひとりに皆、納めていただく」こととなります。
- 保険料の額は、「所得に応じて負担する部分 (所得割) と」被保険者の方に「等しく負担する部分 (被保険者均等割) の合計額」になります。
  - ▼ 所得の低い世帯の方には、被保険者均等割が軽減 (7 割、5 割、2 割)
  - ▼ 所得の高い方でも、年 50 万円が最高。
- 保険料は原則として年金から徴収されます。



### 《患者負担》

- ① 医療機関の窓口では、「現行の老人保健制度と同様、かかった費用の 1 割 (現役並み所得の方は 3 割)」を支払います。
 

窓口負担は、月ごとの上限額が設けられ、入院の場合、月ごとの上限額までの負担まで済みます。
- ② 高額医療・高額介護合算制度・・・同一世帯の被保険者において、医療保険の患者負担と介護保険の自己負担の両方が発生している場合に、これらを合わせた額について年額での上限額を設け、負担を軽減。

### (月ごとの負担の上限額)

### (年ごとの負担の上限額)

	自己負担限度額		高額医療・高額介護 合算制度における 自己負担限度額
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	
① 現役並み所得者 (課税所得 145 万円以上)	44,400 円	80,100 円 + 医療費が 267,000 円を超えた場合は、その超えた分の 1% を加算 (44,400 円) ※	67 万円
② 一般	12,000 円	44,400 円	56 万円
③ 市町村民税非課税の世帯に属する方 (④以外の方)	8,000 円	24,600 円	31 万円
④ ③のうち、年金受給額 80 万円以下等の方		15,000 円	19 万円

※過去 12 ヶ月に一つの世帯での支給が 4 回以上あった場合の 4 回目以降の限度額。